契約締結前交付書面
（契約概要・注意喚起情報）
兼
コンセプトパンフレット

この商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください

指定通貨	払込方法
円	平準払
米ドル	**一時払**

保険期間	健康状態の告知
有期	**必要**
終身	不要

為替リスク　あり

金利変動リスク（市場価格調整）あり

■この保険は、**為替レート、解約時の市場金利の変動**や**お客さまにご負担いただく諸費用**により、**損失が生じるおそれがあります。**

■「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■また、お申込み時に**リスクを説明する動画をご視聴いただきます**ので、ご了承ください。

明治安田

2025年4月改訂

契約年齢範囲
被保険者：満40歳～満85歳
ご契約者：満18歳～満85歳

明治安田の資産形成シリーズ

外貨の金利を活かし、米ドル建てで
長期的に資産をふやしつつ
一生涯の介護・死亡保障をご準備いただける商品です

外貨建 そなえてふやす
介護終身保険

5年ごと配当付利率変動型一時払介護終身保障保険（指定通貨建）

健康告知あり

「明治安田の資産形成シリーズ」で
安心な資産形成を
今からはじめてみませんか

「明治安田の資産形成シリーズ」は、
明治安田がお届けする貯蓄性の生命保険商品。
生命保険は、長期間にわたって
安心をお届けするもの。
明治安田は、お客さまからお預かりした
大切な保険料を長期間にわたって
運用します。

※「明治安田の資産形成シリーズ」のラインアップは、「保険種類のご案内」にてご確認ください。

明治安田の資産形成シリーズの3つの特徴

特徴1 「長期的・安定的」な資産形成

詳細は P.3

特徴2 「長期運用のプロ集団」として「魅力的な受取率」を実現

詳細は P.5

特徴3 「専属の担当者」によるアフターフォロー

詳細は P.6

「明治安田の資産形成シリーズ」のイメージキャラクター

福ちゃん先生

好きなもの：福豆
好きなこと：長期資産形成、長距離マラソン、読書

特徴 1

「長期的・安定的」な資産形成

将来の資産形成のために活用できる金融商品があります。
そのなかでも、生命保険は、資産形成ポートフォリオの「長期・安定」部分を担うことができます。
金融商品それぞれの「安全性と収益性（リスクとリターン）」等の特徴を考慮し、バランス良く組み合わせることが大切です。

リスクとリターンの関係（一般的なイメージ図）　監修:株式会社エフピー教育出版

預金	債券	投資信託	株式
銀行などの金融機関にお金を預けること。または預けるお金のこと	国や企業などがお金を借りるために発行する有価証券	投資家から集めたお金を1つの大きな資金にして、運用のプロが複数の株式や債券などに投資するしくみ	株式会社が事業資金を集めるために発行する有価証券

生命保険（貯蓄性商品）

負担した保険料を財源として保険金等を受け取ることができる商品

長期運用を前提とした安定的な資産形成が可能

※生命保険（貯蓄性商品）も、商品特性によって安全性・収益性は異なります。

資産形成ポートフォリオ（イメージ）

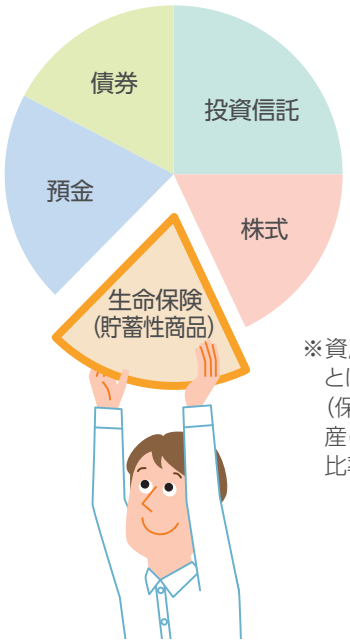

※資産形成ポートフォリオとは、ご自身の保有する（保有を予定している）資産の組み合わせやその比率のことをいいます。

資産形成ポートフォリオに「明治安田の資産形成シリーズ」を組み込むことで、リスクを抑え、安定した収益が期待できます

資産形成をはじめたいけど、
途中でお金が必要になるかもしれないな…

生命保険は、長期運用を大前提としていますが
いざというときには、(一部)解約することで
返戻金をお受け取りいただけます

福ちゃん先生解説

生命保険(貯蓄性商品)は、**「10年以上の長期運用」**を前提としています。

10年後の解約返戻金額は、**米ドル建てでご契約時に確定**します。

イメージ図

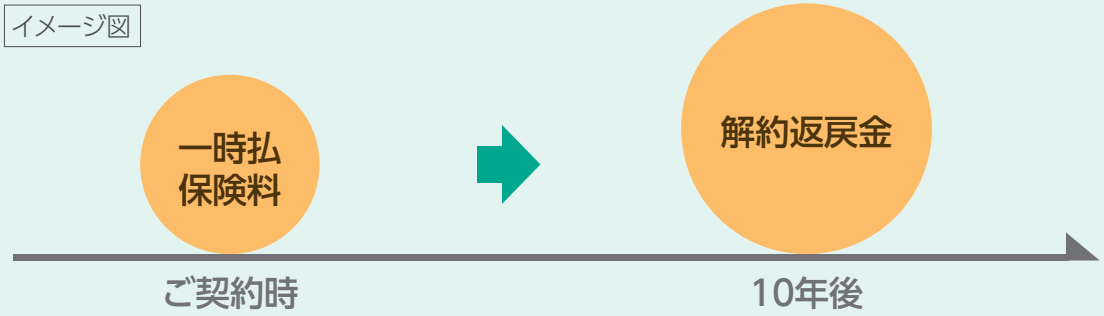

※解約した場合の返戻金額は、一時払保険料を米ドルに換算した金額を下回る場合があります。
※解約返戻金額の推移は、ご提案書をご確認ください。

特徴 2

「長期運用のプロ集団」として「魅力的な受取率」を実現

生命保険は長期のご契約を前提としているため、保険会社は長期的な視点で運用を行なうことができます。
明治安田は、お客さまからお預かりした保険料を、「長期運用のプロ集団」として大きな規模で運用し、
時間をかけて安定的に増やします。

イメージ

魅力的な受取率

長期のご契約を前提に高い 予定利率 を設定することができるため、
ご契約を長期にご継続いただいた場合の受取率が高くなることが期待できます。

さらに

さまざまな経営努力から生まれる「剰余金」を
「契約者配当」としてお客さまに還元しています(注1)。

(注1)決算実績によっては、お支払いできない場合もあります。

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

明治安田の長期運用の強み

機関投資家として、大きな規模で運用しています。
長期的な視点で市場のトレンドやリスクを把握し、
多様な資産にバランス良く投資することで、
長期的・安定的に収益を獲得することができます。

運用資産額 約47兆円 (2023年度末時点)

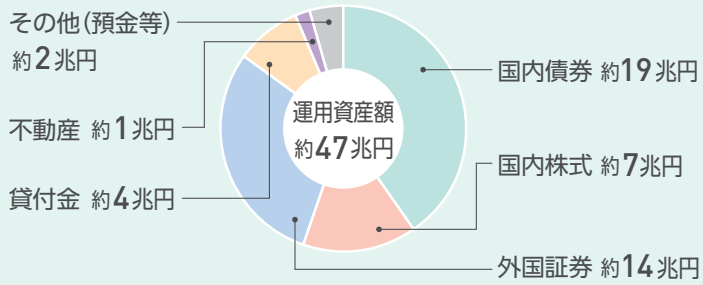

長期運用のプロ集団もポートフォリオを組んで、
リスクとリターンのバランスをとっているんですね

特徴 3

「専属の担当者」によるアフターフォロー

長期にわたる資産形成にお客さま専属の担当者であるMYリンクコーディネーターが寄り添い、
ご要望にあわせてアフターフォローをご提供します。

明治安田の Shoulder to Shoulder（ショルダー トゥ ショルダー）
――お客さまに寄り添う――

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するために
いつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

情報提供

- **資産形成に関する情報を知りたい**
- **ご契約内容について知りたい**

など

各種サポート

- **お客さま専用サイト「MYほけんページ」**での各種のお手続きをサポートします

お客さま専用サイト MYほけんページ

MYほけんページ上で、ご契約内容や解約返戻金等の金額をご確認いただけます。
お手続き方法等でご不明な点がございましたら、
MYリンクコーディネーターまでお気軽にお問い合わせください。

詳細は P.23-24

- **「契約者手続サポート制度」**でもしものときも安心です

「保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）」を付加することにより、ご契約者がご契約に関するお手続きの意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。

詳細は P.34

MYリンクコーディネーターとともに、
事務サービス・コンシェルジュがきめ細やかなアフターフォローをご提供します

担当のMYリンクコーディネーターまでLINE・電話等でお気軽にお問い合わせください

コミュニケーションセンターも設置しておりますのであわせてご利用ください。

詳細は P.23-24

セカンドライフは楽しみ。

やりたいことが、いろいろある。

だけどつきまとうのは、介護の不安。

それから相続、将来の生活…。

介護にもきちんと備えつつ、

今ある資産を守っていく方法って

あるのかな?

外貨建 そなえてふやす がお応えする3つのニーズ

介護終身保険

年齢とともに高まる介護の不安に
そなえる

充実の介護保障をご契約時から
米ドル建てでご準備いただけます

詳細は P.17-18

万一のとき ご家族のために
のこす

死亡保障が
ご契約から10年後に増加します

詳細は P.17-20

豊かな セカンドライフの ために資産を
ふやす

米ドル建ての資産が
ご契約から10年後に増加します

詳細は P.21-22

保険金・解約返戻金(注1)を
お受取りの際に
お客さまが負う
リスクがあります

介護保険金・死亡保険金を
お受取りの際に…
為替リスク
があります
詳細は P.15

解約返戻金を
お受取りの際に…
為替リスク
金利変動リスク
があります
詳細は P.15-16

お客さまにご負担いただく
諸費用があります
詳細は P.40

(注1) 減額等の際の返戻金を含みます。

年齢とともに高まる
介護の不安に
そなえる

要介護状態になると さまざまな費用がかかります

介護が必要となった原因はさまざまで、決して他人事ではありません。

介護が必要となった主な原因

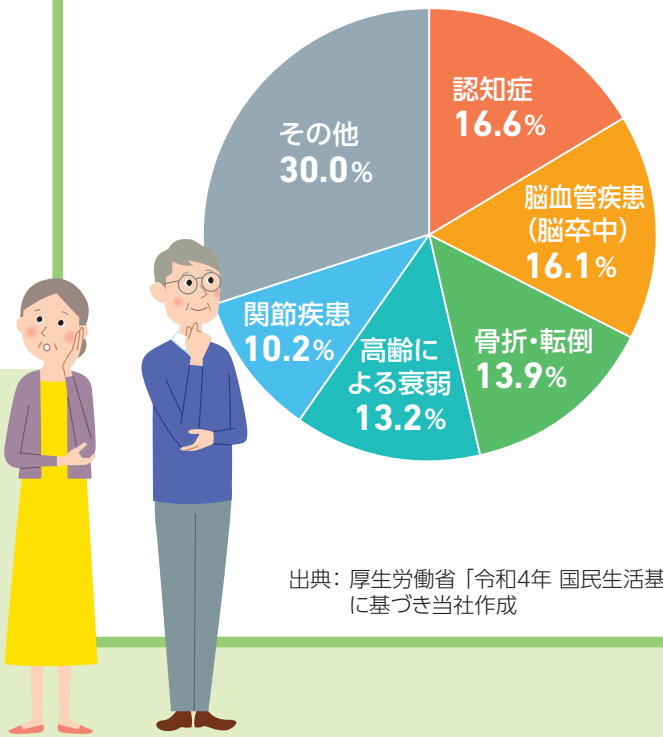

出典：厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」に基づき当社作成

要介護状態になると初期段階において一時的な費用が必要となる場合があります。

介護にかかる初期費用（目安）

電動式車いす
30～67万円

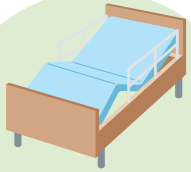

特殊寝台
16～61万円

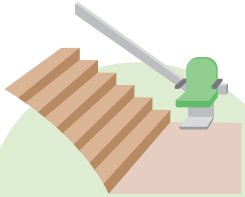

いす式直線階段用
階段昇降機
52万円～
（工事費別途）

※「車いす」、「特殊寝台」については公的介護保険制度における貸与制度の対象となります。

このほか、介護には月々の費用もかかることがあります。

介護付き有料老人ホーム
月額平均
約20万円

出典：（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2024年10月改訂版）、明治安田システム・テクノロジー（株）「MY介護の広場」（2024年8月時点）に基づき当社作成

外貨建 そなえてふやす 介護終身保険 は、

充実の介護保障を
ご契約時から米ドル建てでご準備いただけます

詳細は P.17-18

ご契約時 ―10年間→ 10年後 →

イメージ図

第1保険期間における米ドル建ての介護保険金率(注1)

ご契約例 60歳、男性が 予定利率 4.90%(注2)でご契約した場合 **159.0%**

(注1) 基本保険金額に対する介護保険金の割合。
(注2) 2023年10月～2025年1月までの16ヵ月間の平均値を参考に例示しています。

基本保険金額
一時払保険料(円)を当社所定の 入金用為替レート(円→ドル)(注3) で米ドルに換算した金額

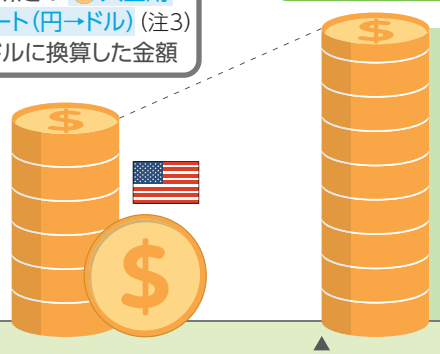

介護保険金

予定利率更新によって
さらなる保障の増加が期待できます(注4)

(注4) 最低保証予定利率(0.25%)を上回った場合、介護保険金は増加します。

一生涯保障

契約日 ／ 第2保険期間開始日 ／ 予定利率計算基準日(契約日から20年後)

(注3)「入金用為替レート(円→ドル)」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています。

- 上記の数値等は、ご契約例におけるものであり、**実際のご契約内容に応じて予定利率や介護保険金率等は異なります(上記より小さくなることもあります)。**個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 介護保険金を円でお受け取りいただく場合、**為替リスクにより損失が生じるおそれがあります。**

介護保険金をお受取りの際に…
為替リスク があります
詳細は P.15

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

万一のとき
ご家族のために
のこす

「もしものとき」には、すぐに現金が必要となる場合があります

葬儀費用やお墓の建立費用など「すぐに使えるお金」が必要になります。

葬儀費用
約118万円

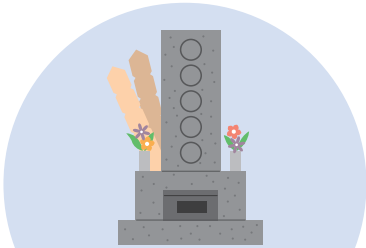

お墓の建立費用
約171万円

出典：鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査（2024年）」、
（一社）全国優良石材店の会
「第37回(2024)全国統一全優石お墓購入者アンケート調査」
（お墓建立費用の全国平均額）に基づき当社作成

相続税の納付期限は、相続発生後、原則10ヵ月以内です。納付期限を超過した場合、延滞税が課される可能性があります。

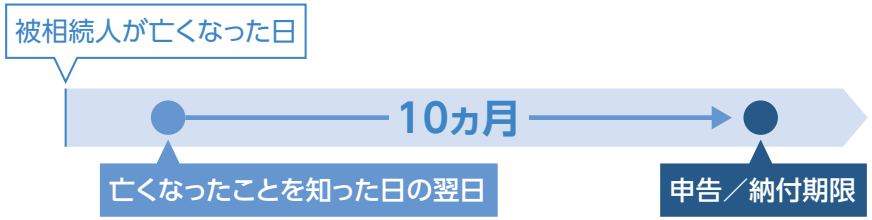

相続税の課税対象となる被相続人(注1)は増加傾向であり決して他人事ではありません。

課税対象被相続人数の推移

(注1)相続税の申告書の提出に係る被相続人
※上記税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものです。
出典：国税庁「平成26-27年分、令和5年分 相続税の申告事績の概要」に基づき当社作成

外貨建 そなえてふやす 介護終身保険 は、

死亡保障がご契約から10年後に増加します

詳細は P.17-20

ご契約時 ―10年間→ 10年後 →

イメージ図

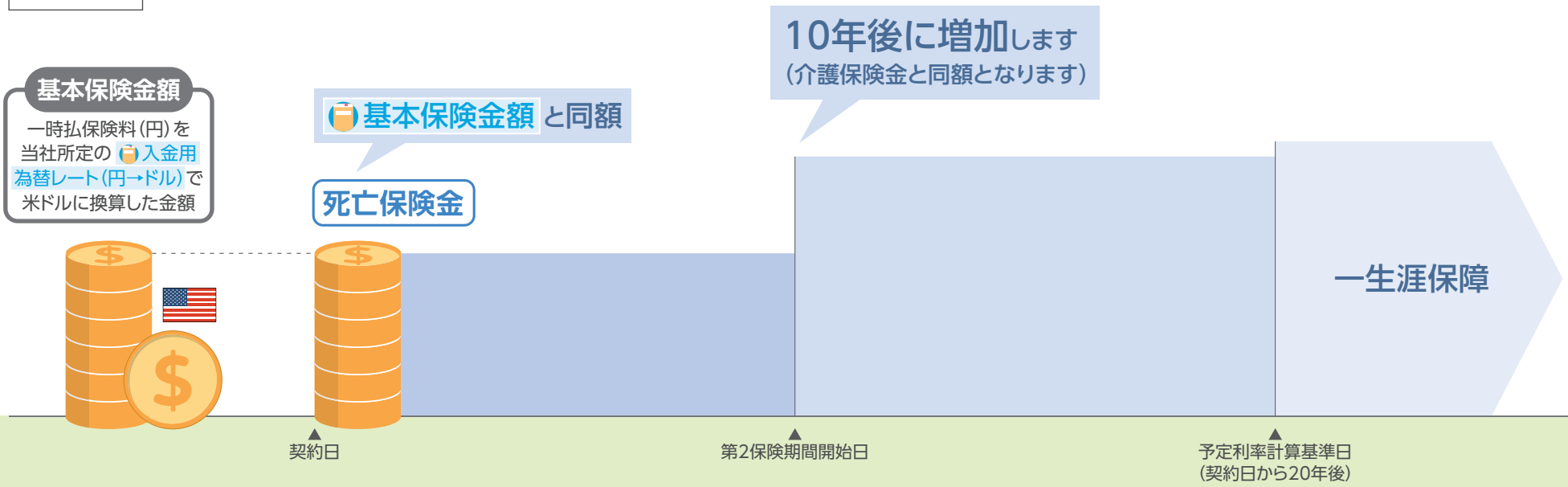

●死亡保険金を円でお受け取りいただく場合、**為替リスクにより損失が生じるおそれがあります。**

死亡保険金をお受取りの際に…

為替リスク があります

詳細は P.15

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

豊かな
セカンドライフの
ために資産を
ふやす

豊かなセカンドライフを送るためには資産形成が大切です

退職後のセカンドライフの期間は長くなっています。

例

65歳 男性

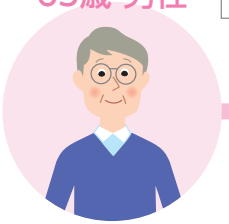

65歳で退職 ― 84歳

セカンドライフの期間

平均余命 約19年

65歳 女性

65歳で退職 ― 89歳

セカンドライフの期間

平均余命 約24年

出典：厚生労働省「令和5年簡易生命表の概況」に基づき当社作成

趣味やレジャーを楽しむゆとりある老後のためには資産形成が大切です。

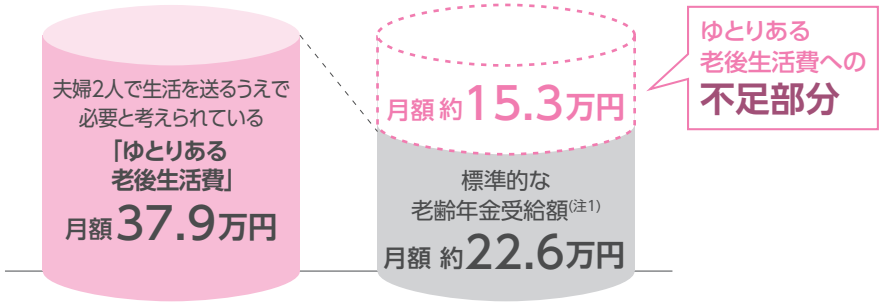

(注1) 夫・妻とも国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間保険料納付済、夫の平均標準報酬額を40万円、厚生年金被保険者期間を40年として計算した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額）の給付額）

出典：（公財）生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」に基づき当社作成

外貨建 そなえてふやす 介護終身保険 は、

米ドル建ての資産がご契約から10年後（第2保険期間開始時）に増加します

詳細は P.21-22

ご契約時 → 10年間 → 10年後

イメージ図

積立金額

基本保険金額から契約初期費用を差し引いた後の金額

解約返戻金（注2）

（注2）市場価格調整を行なうため、市場金利の情勢によって増減します。

10年後（第2保険期間開始時）の米ドル建ての解約返戻率（注3）

ご契約例　60歳、男性が 予定利率 4.90%でご契約した場合　**157.1%**

（注3）基本保険金額に対する解約返戻金額の割合。

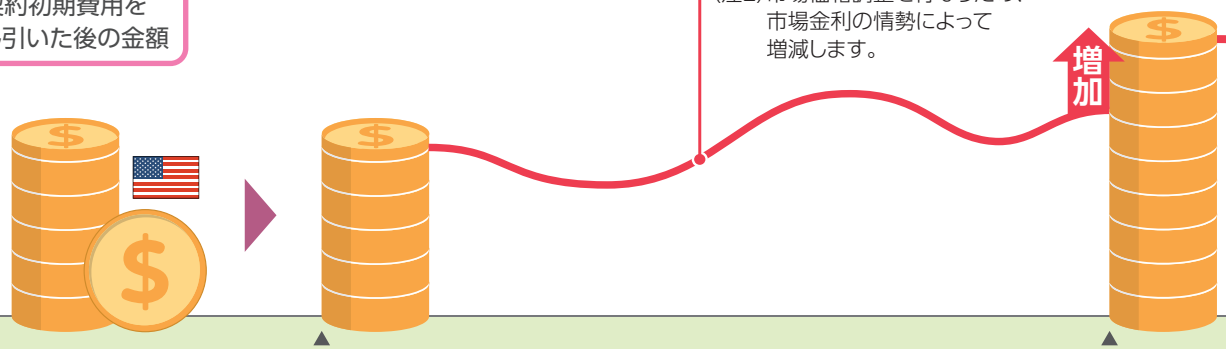

第2保険期間開始日から1ヵ月間の解約返戻金は**米ドル建てで保証**されています

- 上記の数値等は、ご契約例におけるものであり、**実際のご契約内容に応じて予定利率や解約返戻率等は異なります（上記より小さくなることもあります）。**個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 第2保険期間開始日から1ヵ月が過ぎると、**市場価格調整を行なうため損失が生じるおそれがあります。**
- 解約返戻金を円でお受け取りいただく場合、**為替リスクにより損失が生じるおそれがあります。**

解約返戻金をお受取りの際に…

為替リスク

金利変動リスク があります

詳細は P.15-16

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

この保険には「為替リスク」と「金利変動リスク」

為替リスク

対象	介護保険金・死亡保険金・解約返戻金
リスクを負う方	ご契約者または介護保険金の受取人、死亡保険金受取人

動画でチェック!

為替リスクについてご確認ください

保険金・解約返戻金等を円でお受け取りいただく場合の支払用為替レート(ドル→円)(注1)は日々変動します。そのため、ご契約時よりも円安になった場合、円でのお受取額はご契約時の支払用為替レート(ドル→円)で円換算した保険金額等より増加します。一方、ご契約時より円高になった場合、円でのお受取額はご契約時の支払用為替レート(ドル→円)で円換算した保険金額等より減少します。

さらに、**ご契約時の一時払保険料(円)を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

一般的な為替リスクの例

米ドル購入時

米ドル**購入時**の為替レート
1米ドル＝100円の場合

¥ 1,000万円 → 換算 → $ 10万米ドル

米ドル売却時

米ドル**売却時**の為替レート
1米ドル＝130円の場合

$ 10万米ドル → 換算 → ¥ 1,300万円

円安 海外の通貨に対して、日本円の価値が**下がる**ことです。

米ドル購入時より **300万円増加**

米ドル**売却時**の為替レート
1米ドル＝ 70円の場合

$ 10万米ドル → 換算 → ¥ 700万円

円高 海外の通貨に対して、日本円の価値が**上がる**ことです。

米ドル購入時より **300万円減少**
[損失が生じるおそれがあります]

(注1)「支払用為替レート(ドル→円)」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています。

この保険における当社所定の入金用・支払用為替レートには、**あらかじめ為替手数料が含まれている**ため、外国為替相場に変動がない場合でも、円でのお受取額が**一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

詳細は P.40

があります

金利変動リスク

市場価格調整

対象	解約返戻金
リスクを負う方	ご契約者

動画でチェック!

金利変動リスクについてご確認ください

この保険は、積立金を米ドル建ての固定金利の債券等で運用していますが、市場金利の情勢に応じて債券の売却価格は変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる**市場価格調整**を、この保険では適用します。
具体的には、解約の際の市場金利がご契約時と比較して低下した場合には、解約返戻金額は増加することがあります。
一方、市場金利が上昇した場合には解約返戻金額が減少することがあります。
そのため、**解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ(例)

ご契約時(債券購入時)

運用資産となる債券を購入

市場金利が2%のとき、債券を購入

購入

解約時(債券売却時)

市場金利が低下↓して1%のとき
保有している債券の金利の方が高いため、債券の魅力が上がり、

債券の価格が上昇↑

市場金利が上昇↑して3%のとき
保有している債券の金利の方が低いため、債券の魅力が下がり、

債券の価格が下落↓

債券の価値の変動を解約返戻金額に反映

市場価格調整

解約時の市場金利がご契約時の市場金利を下回った場合
解約返戻金が増加します(注2)

解約時の市場金利がご契約時の市場金利を上回った場合
解約返戻金が減少します(注2)
[損失が生じるおそれがあります]

(注2)具体的にはご提案書をご確認ください。

この保険には市場価格調整の非適用期間があります 詳細は P.21-22

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

年齢とともに高まる
介護の不安に

そなえる

介護保険金

所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護2以上または当社所定の要介護状態）に該当した場合にお受け取りいただけます。

受取人　被保険者　詳細は P.32

万一のとき
ご家族のために

のこす

死亡保険金

死亡した場合に
お受け取りいただけます。

受取人　死亡保険金受取人

ポイント 1

最初の10年は 死亡保険金 を抑えることで 介護保険金 を大きくご準備いただけます

- 第1保険期間の死亡保険金を 基本保険金額 に抑制することで、米ドル建ての介護保険金額を大きくするしくみです。
- 第2保険期間開始日以降、介護保険金・死亡保険金は同額となります。

イメージ図

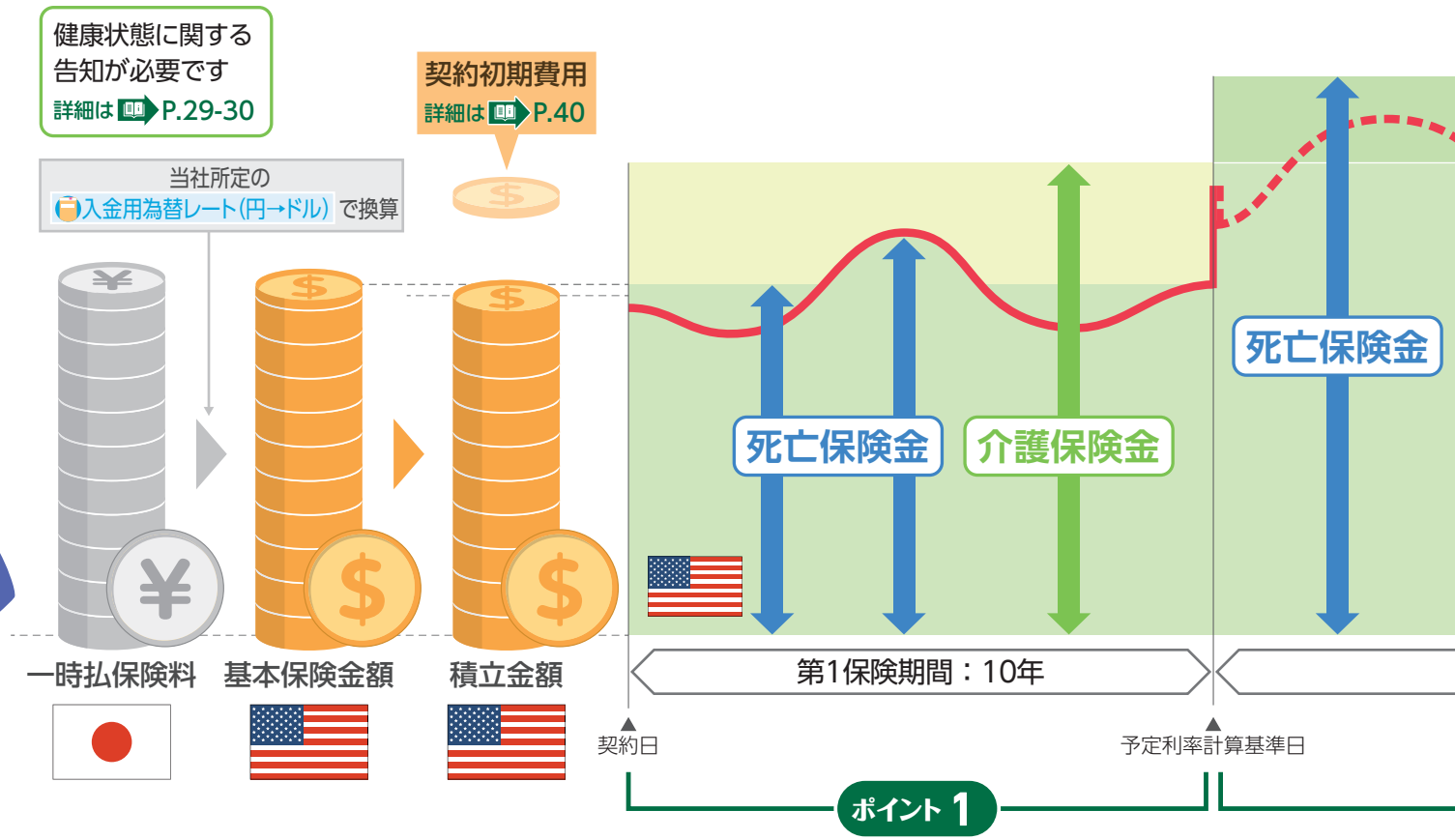

ポイント 2

10年ごと 介護保険

- 契約日から10年 上回った場合、介護
- 一度増加した米ド

の予定利率更新により米ドル建ての金・死亡保険金の増加が期待できます

ごとの予定利率計算基準日に更新される予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を保険金・死亡保険金がさらに増加します。
ル建ての介護保険金・死亡保険金は、その後減少することはありません。

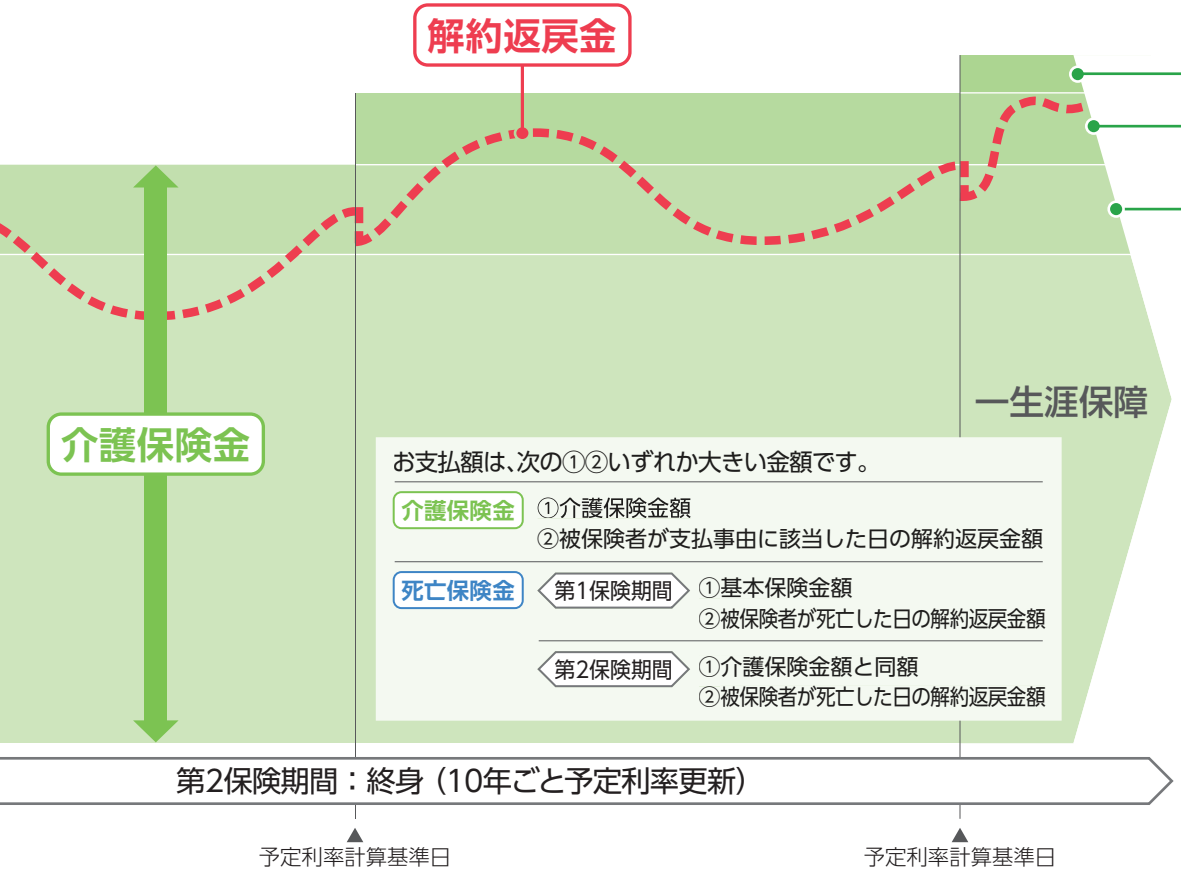

ポイント 2

10年ごとに更新される予定利率に応じて増加する介護保険金・死亡保険金

予定利率計算基準日の予定利率には最低保証(0.25%)があります。
金利情勢が悪化しても予定利率が0.25%を下回ることはありません。

最低保証予定利率(0.25%)を上回った場合

介護保険金・死亡保険金は増加します。
一度増加した介護保険金・死亡保険金が減少することはありません。

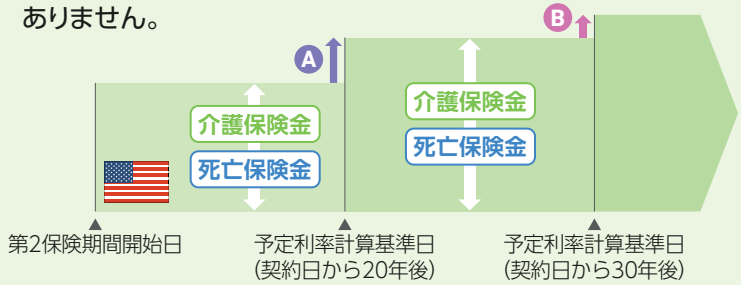

契約日から20年後より30年後の予定利率が下がった場合

介護保険金・死亡保険金は、Aより Bの増加割合が少なくなります。

最低保証予定利率(0.25%)で推移した場合

死亡保険金は介護保険金と同額となり、
ご契約時の介護保険金額のまま増加しません。

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

万一のとき
ご家族のために
のこす

“のこす”ために役立つ特徴があります

死亡保険金は民法上の相続財産ではなく、保険金受取人の固有の財産です

万一のときに、大切なご家族に資産をのこすことができます

ご契約いただく際に
「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、
将来誰が受け取るかを、ご自身の意思で
決めておくことが可能です(注1)。

また、ご指定いただいた受取人が、
相続放棄をしても
受け取ることができます(注2)。

相続発生後速やかに現金化できます

死亡保険金は、原則として
遺産分割協議の対象とならない(注3)ことから、
死亡保険金受取人によるお手続きで、
速やかにお受け取りいただけます。

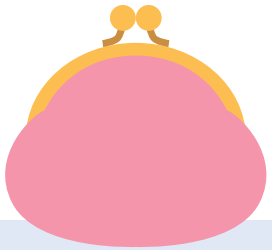

お受け取りいただいた
死亡保険金は、
当面の生活費や納税資金に
活用することが可能です。

(注1) 死亡保険金受取人には、
ご指定いただける続柄の範囲があります。
(注2) 相続を放棄した場合は
相続人としての扱いは受けられないため、生命保険金の
非課税限度額の適用を受けることはできません。

(注3) 相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、
本来の相続財産に生命保険金を加えたうえで、
遺産分割協議を要する可能性があります。

※死亡保険金は相続税法ではみなし相続財産となり、相続税の課税対象となります。

税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。
個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

生命保険の死亡保険金には、相続税の非課税限度額があります

死亡保険金を受け取る場合、以下で計算した金額まで相続税が非課税になります。

相続税法第12条

500万円 × 法定相続人の数 ＝ 相続税の非課税限度額

※ただし、契約者と被保険者が同一で死亡保険金の受取人が相続人の場合

例　法定相続人が3人（配偶者と子2人）の場合

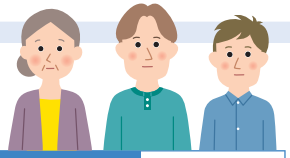

500万円 × 3人 ＝ 相続税の非課税限度額 1,500万円

10年後に死亡保険金を円で受け取った場合のお受取金額		相続税の非課税限度額		課税対象
143,835米ドル →	約2,013万円	－	1,500万円 ＝	約513万円

当社所定の 支払用為替レート（ドル→円）：1米ドル=140円の場合

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

豊かな
セカンドライフの
ためにに資産を
ふやす

ポイント1

10年後（第2保険期間開始時）の 解約返戻金 は米ドル建てで増えます

- 第1保険期間の解約返戻金を抑えることで、10年後に米ドル建ての解約返戻金が増えるしくみです。
- 解約返戻金は市場価格調整を行なうため、市場金利の情勢に応じて増減します（注1）。
  ただし、ご契約から10年後（第2保険期間開始時）の解約返戻金は米ドル建てで
  ご契約時に保証されます。

詳細は
1 市場価格調整による解約返戻金の増減
2 市場価格調整の非適用期間

ポイント2

10年ごと 解約返戻

- 第2保険期間の解約
  米ドル建てで算出さ
- 積立金算出の基準
  利率に応じて積立金
- 予定利率計算基準

（注1）解約返戻金額は、市場価格調整を行なうため、
基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

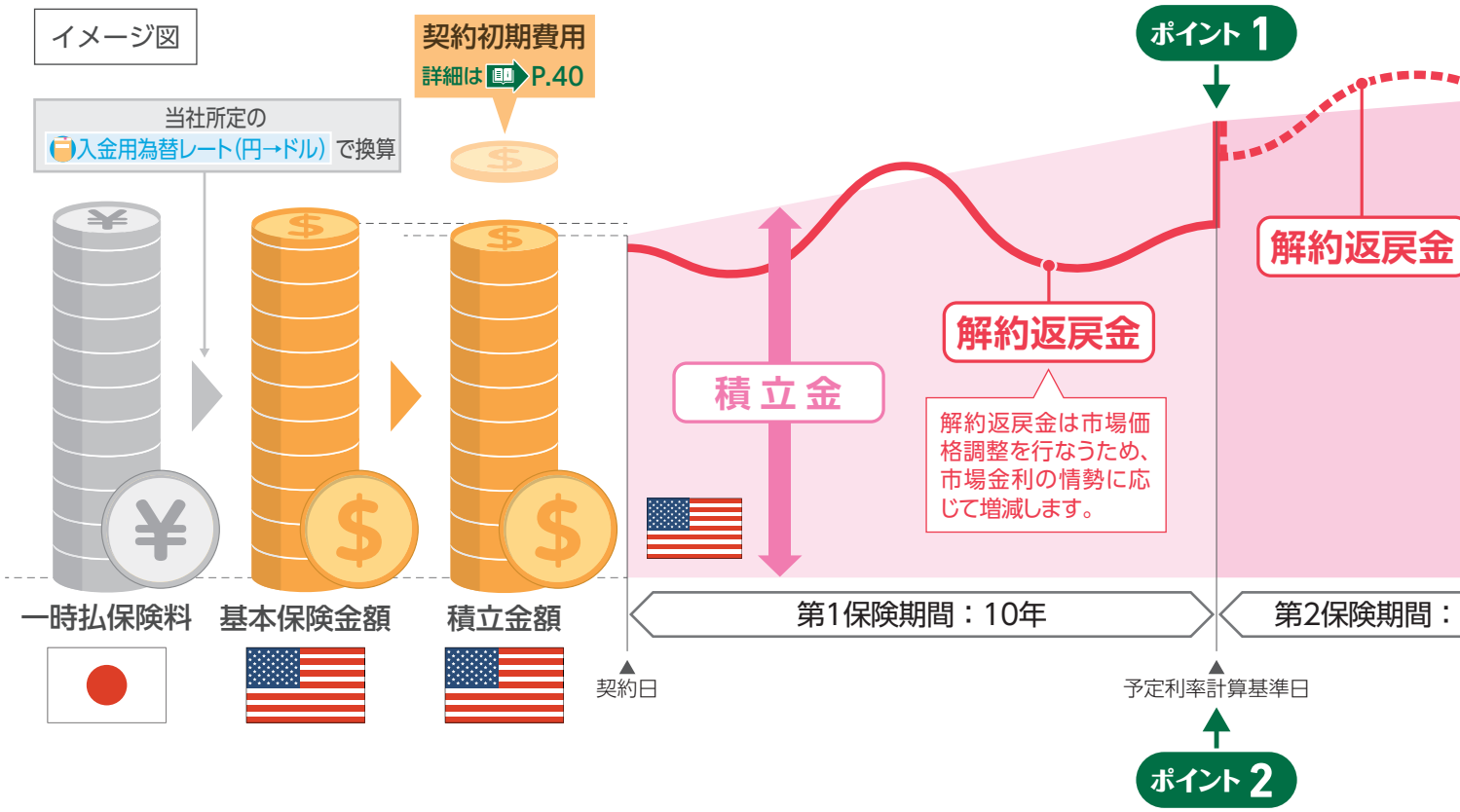

この保険は、為替リスク・金利変動リスクやお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。 詳細は P.39-40

の予定利率更新により米ドル建ての金の増加が期待できます

返戻金は積立金を基準として市場価格調整を適用して、れます(注1)。

詳細は 1 市場価格調整による解約返戻金の増減

となる予定利率は、10年ごとの予定利率計算基準日に更新され、その予定は着実に増加します。
日ごとの解約返戻金は積立金と同額となり、米ドル建てで保証されます。

詳細は 2 市場価格調整の非適用期間

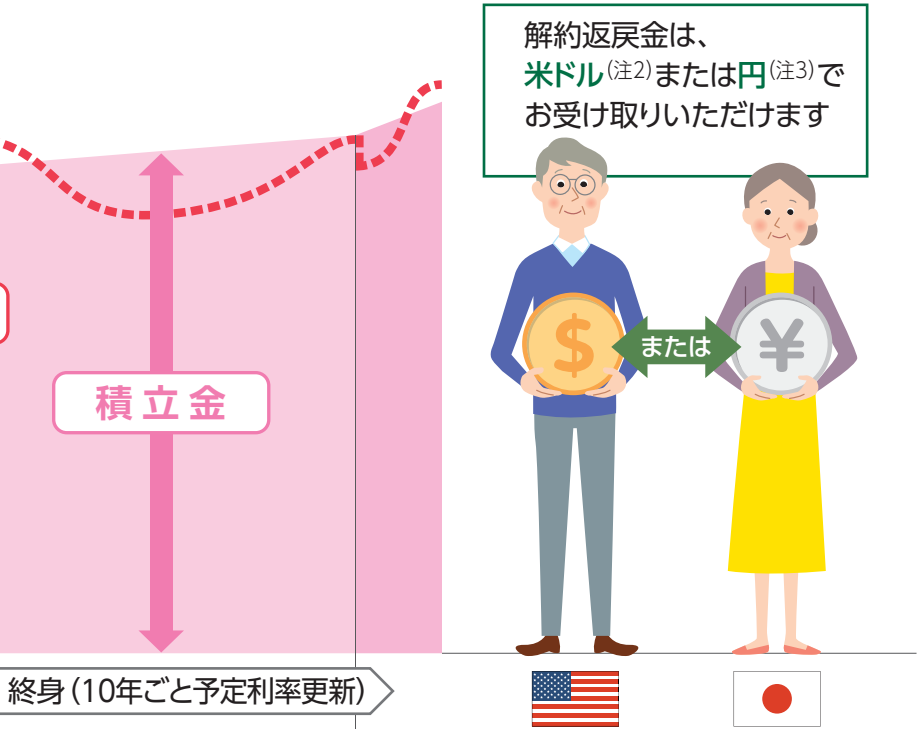

ポイント 2

(注2) 解約返戻金を米ドルでお受け取りいただく際、米ドルを受け取る口座をご準備いただく必要があります。
(注3) 解約返戻金を円でお受け取りいただく際、当社所定の支払用為替レート(ドル→円)を適用します。この為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。

1 市場価格調整による解約返戻金の増減

市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。
このため、解約する際の市場金利に応じて、解約返戻金が増減します。

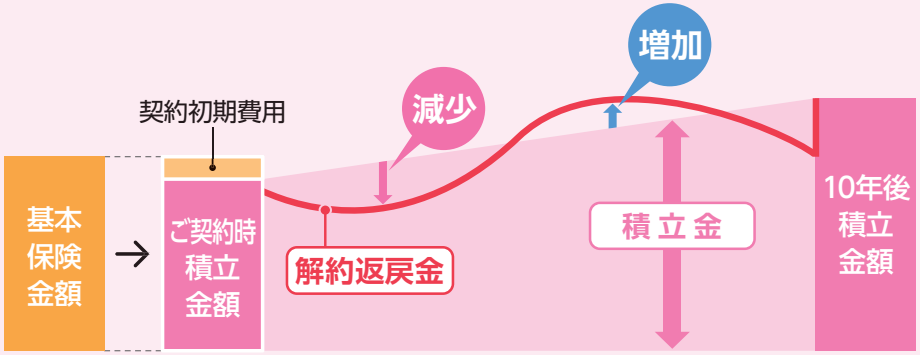

2 市場価格調整の非適用期間

以下のAおよびBの期間は市場価格調整が適用されないため、解約返戻金は増減しません。

A 予定利率計算基準日(契約日から10年ごと)とその直前、直後の1ヵ月間

B 最後の予定利率計算基準日(96歳以上で迎える予定利率計算基準日)以後

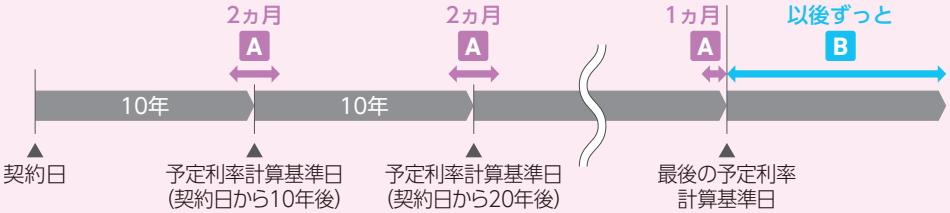

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

ご加入前だけでなく、ご加入後も、MYリンクコーディネーターが、お客さまに寄り添った「Shoulder to Shoulder（ショルダー トゥ ショルダー）」のアフターフォローをご

ご加入前

情報提供やお手続き等を行ないます

- 資産形成に関する情報提供
- お客さまにあったコンサルティング
- 商品内容のご説明
- お申込手続き

ご加入後

毎年のご契約内容の確認・各種お手続きのご案内などを行ないます

解約のお手続きは、当社所定の 支払用為替レート（ドル→円） で即時にお手続きを完了させるため、MYほけんページまたはお電話で承っております。そのため、MYリンクコーディネーターが書類をお預かりするお手続きは取扱いしておりません。ご了承ください。

定期点検

「気付かなかった」ということがないよう、毎年、ご契約内容を点検します

- ご契約内容のご説明・ご確認
- 保険金等のご請求有無のご確認

お手続きサポート

各種のお手続きを完了までサポートします

- 保険金等のご請求
- ご住所・お受取人さまの変更

困ったときも

安心の制度・体制で、お客さまのお手続きをサポートします

契約者手続サポート制度

ご契約者がご契約に関するお手続きの意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。

※保険契約者代理特約の付加が必要です

事務サービス・コンシェルジュ

事務サービスに関する専門知識を有する「事務サービス・コンシェルジュ」が、MYリンクコーディネーターとともにきめ細かなアフターフォローをご提供します。

※これらのサービス・取扱条件は、2025年3月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約者が法人の場合、**MYほけんページ、および、コミュニケーションセンターにおける解約のお手続きは対象外であるため、即時の解約手続きができません。**なお、ご契約者が法人の場合における解約のお手続きには、法人の手続き担当者（代表者）の本人確認書類（写し）の提出が必要です。

提供します

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するために
いつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

各種お手続きでご不明点がございましたら、お気軽にMYリンクコーディネーターまでお問い合わせください。

明治安田の Shoulder to Shoulder（ショルダー トゥ ショルダー）
―お客さまに寄り添う―

ご要望にあわせて

WEBサイトやお電話でもお申し出を受け付けています

MYほけんページ

当社のお客さま専用サイトに
ご登録いただくと、ご契約内容の照会や
一部のお手続き、書類のご請求ができます。

ご契約内容の照会　住所等の登録・変更　各種書類のご請求　解約

MYほけんページでは、円貨でのお受け取りによる解約のお手続きが即座にできます

〈当日の支払用為替レート（ドル→円）でのお手続可能時間〉
月曜～金曜……10:30頃(注1)～23:00（祝日・年末年始を除く）

ご準備いただくもの
- MYほけんページID または保険証券番号
- ログインパスワード

必要な事前登録
- 送金口座
- ワンタイム パスワード受信用の携帯電話番号

MYほけんページのID、ログインパスワードをお忘れの場合は、MYほけんページのログイン画面からIDの再発行、ログインパスワードの再登録をしてください。

電話

コミュニケーションセンターにて、
支払用為替レート（ドル→円）の
ご照会や各種お手続きを
受け付けています。

外貨建保険のお問い合わせ窓口
携帯OK 0120-453-860（ようこそ ハロー）
月曜～金曜……9:00～18:00
土曜……9:00～17:00
（いずれも祝日・年末年始を除く）

ご契約内容の照会　住所等の登録・変更　各種書類のご請求　解約　減額

コミュニケーションセンターでは、円貨でのお受け取りによる解約のお手続きが即時にできます(注2)

〈当日の支払用為替レート（ドル→円）でのお手続可能時間〉
月曜～金曜……10:30頃(注1)～18:00（祝日・年末年始を除く）

ご準備いただくもの
- **保険証券番号**
- **本人確認用の暗証番号（4桁）**

※ご登録された暗証番号はお忘れにならないよう大切に管理してください。

必要な事前登録
- **送金口座**
- **本人確認用の暗証番号（4桁）**
- **MYほけんページのログインパスワード**

※MYほけんページIDが無効である場合はお手続きができません。

暗証番号をお忘れの場合は、当社ホームページのMYほけんページ「新規登録」から、MYほけんページIDを再発行のうえ、暗証番号を再登録してください。

（注1）当日の支払用為替レート（ドル→円）が反映した後にお手続きが可能となるため、お手続きの開始時刻が変更になる場合があります。
（注2）外貨でのお受け取りによる解約、減額のお手続きは、お客さまからのお申し出受付後、書類でのお手続きとなります。

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

生命保険の特徴についてご確認ください

生命保険は万一のときの保障をご準備いただくためのものですが、
終身保険や養老保険など保険種類によっては資産形成の機能を備えている貯蓄型保険もあります。
貯蓄型保険は、市場リスクの有無に応じて以下のとおり分類されます。十分にご理解いただいたうえで、ご加入を検討ください。

貯蓄型保険

終身保険や養老保険などの
資産形成の機能がある保険

市場リスクがない保険

- ご契約時に、一定期間の保険金・解約返戻金等のお受取額が確定している保険。
- 一定期間をかけてお受取額を着実に増やすことができます。

市場リスクがある保険

- ご契約時に、市場リスクにより保険金・解約返戻金等のお受取額が確定していない保険。
- お受取額が増えることもあれば、減ることもあります。

「市場リスク」とは、為替、金利、株価等の変動により、保険金・解約返戻金等が増減することをいいます。変額保険や外貨建保険といった保険種類に応じて以下のリスクがあります。

為替リスク	金利変動リスク	価格変動リスク
詳細は P.15	詳細は P.16	株式・債券等の運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

⚠ この保険は、**「為替リスク・金利変動リスクがある保険」**です。商品のしくみとリスクをご理解のうえ、お申し込みください。

お申込みの際はご家族同席をお願いします

70歳以上のお客さまにはお申込み時にご家族同席のもと、より丁寧に商品の内容をご説明させていただきます。
ご契約内容とリスクについて、ご家族と一緒にご確認いただくことで、
より安心・納得のうえでお申し込みいただけます。

- 契約時のご年齢が70歳以上の場合、お申込み時からご家族にも契約内容を知っておいていただくため、ご家族同席での申込手続きをお願いしております。
- また、申込手続きにご家族が同席できない場合は、当社からご家族に直接、契約内容を説明しております。ご家族への説明ができない場合は、当社担当者までお問い合わせください。
- 下記の「ご家族同席での申込手続きの流れ」に沿って、ご対応をお願いいたします。

ご家族同席での申込手続きの流れ

1 申込手続日の日程調整

同席のご家族と申込手続日の日程調整をお願いします。
同席のご家族は70歳未満のご家族をおすすめします。

2 同席方法の選択

同席のご家族のご都合にあわせて、対面とオンライン面談からお選びください。

3 担当者への連絡

同席のご家族について、以下を担当者にお知らせください。

- お名前
- ご契約者との続柄
- 連絡先
- ご希望の申込手続日
- 同席方法（対面・オンライン面談）

※成人されているご家族にご同席をお願いします。
※申込手続きにご家族が同席できない場合、当社からご家族に直接、ご契約内容をご説明いたします。

※ご家族の情報を当社に提供することについて、ご本人にご了解をいただいたうえで、お知らせください。

お問い合わせ窓口

申込手続きについて
ご不明な点がございましたら、
担当者または右記お問い合わせ窓口に
お電話ください。

ご高齢のお客さま専用のお問い合わせ窓口

携帯OK 0120-809-127

専任の担当者が
お問い合わせに対して
ゆっくり丁寧に応対いたします。

月曜～金曜 9:00～18:00　土曜 9:00～17:00　（いずれも祝日・年末年始を除く）

公的介護保険制度

公的介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態
家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが

給付対象

年齢によっては、公的介護保険の給付対象となる要介護・要支援状態の原因が限られます。

公的介護保険制度とは、満40歳以上が全員加入し、介護が必要になったときに、本人が所定の介護サービスを受けることができる制度です。ただし、満40歳～満64歳の方は加齢に起因する疾病を原因とするものしか対象となりません。

満39歳以下の方	満40歳～満64歳の方	満65歳以上の方
対象外	加齢に起因する疾病を原因とするもの(注1) 給付対象	原因を問わず 給付対象
	上記以外を原因とするもの(交通事故など) 給付対象外	

(注1) 要介護・要支援状態が、がんや初老期認知症、脳血管疾患など16種類の疾病(特定疾病)による場合に限定されます。

- 満40歳～満64歳の方がサービスを受けられる16種類の特定疾病は、以下のものです。
  - がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
  - 関節リウマチ
  - 筋萎縮性側索硬化症
  - 後縦靱帯骨化症
  - 骨折を伴う骨粗鬆症
  - 初老期における認知症
  - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
  - 脊髄小脳変性症
  - 脊柱管狭窄症
  - 早老症
  - 多系統萎縮症
  - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
  - 脳血管疾患
  - 閉塞性動脈硬化症
  - 慢性閉塞性肺疾患
  - 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 要介護状態や要支援状態に該当するかどうか、該当する場合どの区分に該当するかの判定は、市町村に設置される介護認定審査会において行なわれます。
- 要介護認定(要支援認定)の基準については全国一律に客観的に定められています。
- 申請の手続きなど、詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口にご確認ください。
- 公的介護保険制度の被保険者でない場合、要介護認定(要支援認定)を受けることはできません。

(要介護状態)になった場合や、
効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護サービスを受けることができます。

要介護認定

介護サービスを受けるには要介護認定を受ける必要があります。

介護サービスを受けるには「介護を要する状態にある」との要介護認定を受ける必要があります。要介護認定は、要介護の度合いに応じて**要支援1～要支援2**、**要介護1～要介護5**の7段階に分かれています。要介護認定を受けた方はそれぞれの要介護度に応じた支給限度基準額内で1割から3割(注2)の自己負担をすることで、「現物給付」による介護サービスを受けることができます。

<要介護認定の目安(注3)と支給限度基準額(注4)>

	予防		部分的な介護		全面的な介護		
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要	日常生活に支援が必要であり、状態の軽減もしくは悪化防止のために支援を要する	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要	歩行、排せつ、入浴、衣服の着脱などに、多くの介護が必要	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能で、意思の伝達が困難
1ヵ月あたりの支給限度基準額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
(うち1割の場合の自己負担額)	(5,032円)	(10,531円)	(16,765円)	(19,705円)	(27,048円)	(30,938円)	(36,217円)

(注2) 65歳以上で一定以上の所得のある方は2割または3割です。
(注3) 「要介護認定の目安」はあくまでおおまかな目安です(「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に基づき当社作成)。認定の有効期間は原則として、初回は6ヵ月、その後は12ヵ月となります。
(注4) 支給限度基準額は地域およびサービスの種類によって、上記より高くなる場合があります。

●公的介護保険制度に関する記載は2025年2月現在の制度に基づくものです。

告知について

この商品は7つの告知項目すべてに該当しなければお申し込みいただけます

※7つの告知項目すべてに該当しない場合であっても、ご職業、すでにご契約されている保険との通算などによりご契約いただけないこともあります

1	現在入院中ですか。または医師に入院・手術をすすめられていますか （入院または手術の予定がある場合を含みます）
2	過去5年以内に、下表の病気で入院をしたこと、または手術をうけたことがありますか

種類	病気
肺・気管支	慢性閉塞性肺疾患（肺気腫・慢性気管支炎を含む）
しゅよう	悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます） ※ただし上皮内新生物（上皮内がん、高・中等度異形成など）は除く
その他の病気	糖尿病（インスリン治療を伴う入院の場合のみ）

3	過去5年以内に、下表の病気で医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか

種類	病気
心臓	慢性心不全
脳・精神・神経	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血 ※ただし、無症候性脳こうそくは除く）・脳しゅよう・パーキンソン病（症候群）・アルツハイマー病
肝臓	肝硬変
腎臓	慢性腎臓病（ＣＫＤ）ステージ4または5（慢性腎不全・透析を含む）
その他の病気	こうげん病・関節リウマチ

4	過去1年以内に転倒による骨折をしたことがありますか
5	下記に該当する事項がありますか ①視力の障害（矯正しても左右いずれかの視力が0.3以下）がある ②聴力・言語・そしゃく機能の障害がある ③手・脚・指・背骨（脊柱）・関節に、欠損・変形・障害がある
6	公的介護保険制度の要介護・要支援の認定をうけたことがありますか、または認定申請中ですか
7	医師によって認知症・軽度認知障がい（ＭＣＩ）の診断または疑いの指摘をうけたことがありますか ※疑いがあると医師に指摘され、検査の結果、認知症・軽度認知障がいのどちらも非該当と診断確定されていれば「いいえ」となります

契約概要

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

■「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
■「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面P.47に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等

■**名　称**　明治安田生命保険相互会社
■**住　所**　本社　〒100-0005　東京都千代田区丸の内2-1-1
■**連絡先**　TEL 03-3283-8111(代表)
ホームページアドレス　https://www.meijiyasuda.co.jp/

2 商品の特徴としくみ

■保険商品の名称(正式名称)

5年ごと配当付利率変動型一時払介護終身保障保険(指定通貨建)

■商品の特徴としくみ

- この保険は、生涯にわたる介護・死亡保障をご準備いただける、米ドル建ての一時払終身保険です。
- 一時払保険料は円でお払い込みいただきます。
- 公的介護保険制度の要介護2以上など、所定の要介護状態に該当した場合、介護保険金をお支払いします。
- 死亡した場合には所定の死亡保険金をお支払いします。
- 保険金などのお受取りは米ドルまたは円のいずれかを選択できます。
- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を行ないます。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。

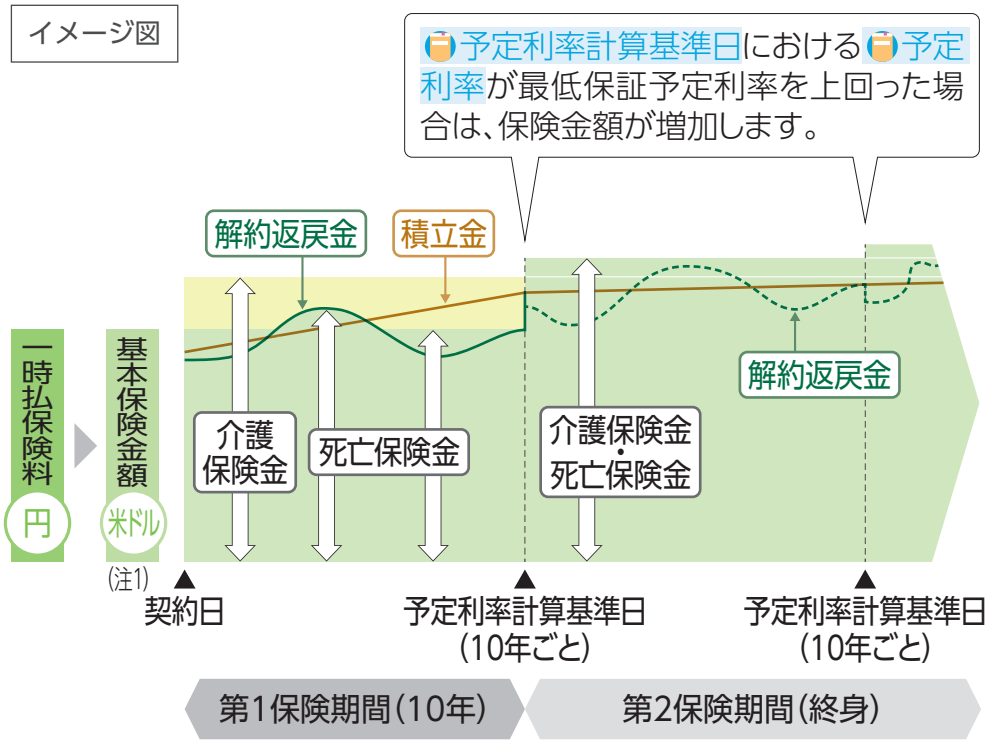

(注1) 基本保険金額は、一時払保険料(円)を当社が受領した日の当社所定の為替レートにより米ドルに換算した金額です。

この保険の「為替リスク」、「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.39-40をご確認ください。

3 保障内容

■保険金のお支払事由

保険金	お支払いする場合（支払事由）	お支払額	受取人
介護保険金	被保険者が、責任開始時以後はじめて次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度に基づき、要介護2以上の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたとき ②次のいずれかを満たすことが医師によって診断確定されたとき ●歩行障害による要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あり、かつ、回復の見込みがないこと ●認知症による要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あること	次のいずれか大きい金額 ●介護保険金額（注1）（注2） ●被保険者が支払事由に該当した日の返戻金額	被保険者
死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ●基本保険金額 ●被保険者が死亡した日の返戻金額	死亡保険金受取人
	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ●介護保険金額と同額 ●被保険者が死亡した日の返戻金額	

（注1）契約日に、指定通貨（米ドル）、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じ当社が定めます。

（注2）予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率（0.25%）を上回る場合は、「介護保険金額」を「予定利率計算基準日における予定利率に基づき算出される金額」に増額します。ただし、「最後の予定利率計算基準日」を過ぎると、予定利率を更新しないため、保険金額は増加しません。

- 介護保険金と死亡保険金は、重複してお支払いしません。
- 介護保険金・死亡保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする高度障害保険金はありません。
- ご契約者が法人である場合は、被保険者を受取人とする介護保険金をご契約者である法人にお支払いします。

■保険金をお支払いできない場合

●P.42の「4.保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

■特約

円入金特約

- 一時払保険料相当額を円でお払い込みいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます(注3)。なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円で払い込まれた一時払保険料相当額を米ドルに換算した金額を、基本保険金額とします。基本保険金額は、当社よりお送りする「ご契約締結内容通知書」でご確認ください。
- 米ドルへの換算にあたっては、当社所定の為替レート(注4)を適用します。

米ドルへの換算における当社所定の為替レート

為替レート適用日	適用為替レート
当社が円により払い込まれた一時払保険料相当額を受領した日(受領日)(注5)(注6)	TTM+25銭

(注3)この特約の解約はできません。
(注4)当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するTTSを上回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。
(注5)受領日は、当社が指定する金融機関口座に着金した日となります。このため、一時払保険料相当額のお払込日と受領日が異なる等の事情により当社所定の為替レートが変動し、基本保険金額が一時払保険料相当額のお払込日に試算した金額と相違することがあります。
(注6)その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

円支払特約

- ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金などを円でお受け取りいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます(注7)。なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート(注8)を適用します。

円への換算における当社所定の為替レート

項目	為替レート適用日	適用為替レート(注9)
介護保険金 死亡保険金	請求書類が当社に到達した日(注10)	TTM−25銭
返戻金	請求書類が当社に到達した日(注10)(注11)	

(注7)この特約の解約はできません。
(注8)当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するTTBを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。
(注9)当社所定の為替レートの算出式(TTM−25銭)は将来変更される可能性があります。
(注10)その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。
(注11)当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人(注12)が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。

所定のお手続き

- 住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは対象外です。
  - ご契約者の変更手続き(注13)
  - 保険契約者代理人の変更手続き
  - 保険金等の受取人の変更手続き
  - ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

(注12)保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。
(注13)被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。
- ご契約者が法人のご契約の場合は、保険契約者代理特約を付加することはできません。また、ご契約者を法人に変更された場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

代理請求特約（被保険者請求サポート制度）

- 被保険者が、事故や病気で寝たきりなどの状態になり、介護保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合に、代理請求人(注14)が被保険者に代わって介護保険金をご請求いただくことができます。
- ご契約者は、代理請求人に対し、「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。
- ご契約者が法人である場合、代理請求特約を付加することはできません。また、ご契約者を法人に変更された場合には、代理請求特約は消滅します。

(注14)代理請求人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。
※本書面では、代理請求特約について、[利率変動型一時払介護終身保険用]を省略しています。

■予定利率

- 保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。

第1保険期間	● 米国債の金利等をふまえ、毎月2回（1日と16日）、当社が設定します。 ● 契約日に設定された予定利率を、第1保険期間の満了日まで適用します。
第2保険期間	● 予定利率計算基準日(注15)に設定された予定利率を、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの期間、適用します(注16)。 ● 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以後の期間、適用します。 ● 予定利率は、最低保証予定利率（0.25%）を下回りません。

(注15)予定利率計算基準日における被保険者の年齢が96歳以上となるとき、その日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません。
(注16)第2保険期間に適用される予定利率については、当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

■すえ置

- 介護保険金は全額または一部を米ドルで最長10年間、当社所定の利率(注17)によりすえ置くことができます。
- すえ置かれた介護保険金の受取人は、すえ置期間中いつでもすえ置かれた介護保険金の全部または当社の定める範囲で一部のお支払いを請求することができます。この場合、ともにすえ置かれた配当金やすえ置期間中の利息もあわせて受け取ることができます。
- すえ置かれた介護保険金は、米ドルまたは円で受け取ることができます。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート(注18)を適用します。

円への換算における当社所定の為替レート

為替レート適用日	適用為替レート(注19)
請求書類が当社に到達した日(注20)	TTM−25銭

- すえ置期間中にすえ置かれた介護保険金の受取人が死亡した場合は、すえ置のお取扱いは終了します。
- 死亡保険金のすえ置のお取扱いはありません。
- ご契約者が法人の場合はすえ置のお取扱いはありません。

(注17)この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。
(注18)当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するTTBを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。
(注19)当社所定の為替レートの算出式(TTM−25銭)は将来変更される可能性があります。
(注20)その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

4 お申込みに際して

■為替リスク

- この保険には「為替リスク」があり、**為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。**「為替リスク」についてはP.39をご覧ください。

■金利変動リスク

- この保険には「金利変動リスク」があり、**解約時の市場金利の変動により損失が生じるおそれがあります。**「金利変動リスク」についてはP.40をご覧ください。

■主なお取扱い

指定通貨		米ドル
保険料の払込方法		一時払い(円でのお払込みのみ)
一時払保険料(注1)	最低保険料	100万円
	最高保険料	介護保険金1億円相当額(注2)に対応する保険料
	取扱単位	10万円
保険期間	第1保険期間	契約日から起算した10年間
	第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日から終身
契約年齢範囲		ご契約者：満18歳〜満85歳 被保険者：満40歳〜満85歳
告知・診査方法		告知書扱い

基本保険金額の増額・減額	増額	お取扱いしておりません
	減額	減額後の最低基本保険金額:10,000米ドル(1,000米ドル単位) ※この場合、介護保険金額および死亡保険金額は基本保険金額の減額割合に応じて減額されます。
契約者貸付		お取扱いしておりません
すえ置	介護保険金	お取扱いしております ※詳細はP.35をご覧ください。
	死亡保険金	お取扱いしておりません
法人契約		お取扱いしております ※従業員を被保険者とするご契約はお取扱いしておりません。

(注1)同一被保険者がすでに当社の商品にご加入済みの場合は、ご加入いただけないことがあります。
(注2)円により払い込まれた一時払保険料に基づき計算される介護保険金額

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「ご契約締結内容通知書」でご確認ください。

年齢の計算

- 契約日における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

5 配当金

- 配当金は決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします(自動積立)。ただし、決算実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金は当社所定の利率(注1)で円で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金・解約返戻金をお支払いするときなどにあわせて円でお支払いします。
- 介護保険金のすえ置支払いをご選択された場合、配当金は円ですえ置きます。

(注1)この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

6 解約返戻金と市場価格調整

- 保険期間中はいつでもご契約を解約して返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 返戻金額の計算にあたっては、市場価格調整を行ないます。

■市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額が増加することがあります。従って市場金利の変動によっては、返戻金額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**
- 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月から直後1ヵ月の間は市場価格調整率がゼロとなるため、第1保険期間における返戻金額は積立金額と基本保険金額のいずれか小さい金額と同額、第2保険期間における返戻金額は積立金額と同額になります。
- 「最後の予定利率計算基準日」以後は、市場価格調整を行ないません。従って、返戻金額は積立金額と同額となります。

返戻金の例

契約例	被保険者の契約年齢:60歳　性別:男性 適用されている予定利率:4.90% 計算日に定める利率(下表のとおり) 指定通貨:米ドル　予定利率適用期間:10年 基本保険金額:25,000米ドル

経過年数(年)	返戻金額(米ドル)					
	計算日に定める利率7.90%(3.0%上昇)		計算日に定める利率4.90%(±0%)		計算日に定める利率1.90%(3.0%低下)	
		返戻率(%)		返戻率(%)		返戻率(%)
1	19,235	76.9	24,786	99.1	32,174	128.6
3	20,389	81.5	24,833	99.3	30,420	121.6
5	21,612	86.4	24,881	99.5	28,761	115.0
7	22,908	91.6	24,928	99.7	27,193	108.7
10	25,000	100.0	25,000	100.0	25,000	100.0

※返戻金額は、計算日に定める利率と、適用されている予定利率との変動幅が+3.0%、±0%、−3.0%の場合において、計算日に定める利率に0.1%を加算した市場価格調整を適用して1ドル未満を切り捨てて表示しています。
※返戻率は、「返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。
※経過年数は、契約日から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

上記の数値は計算例です。具体的な数値は「ご提案書」にてご確認ください。

■返戻金の計算方法

● 返戻金額は保険期間ごとに次のとおりとなります。

第1保険期間	以下のいずれか小さい金額 ● 計算日(注1)における積立金額×(1−市場価格調整率) ● 基本保険金額×(1−市場価格調整率)
第2保険期間	● 計算日における積立金額×(1−市場価格調整率)

● 市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1-\left(\frac{1+\text{適用されている予定利率}^{(注2)}}{1+\text{計算日に定める利率}^{(注3)}+\text{計算日における当社が定める率}^{(注4)}}\right)^{\text{残存月数}^{(注5)}/12}$$

(注1)所定の書類が当社に到達した日、または、当社の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。
(注2)計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
(注3)指定通貨に応じて、計算日に当社が定める利率とします。
(注4)返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、返戻金額を計算する際の市場価格調整において0.1%を上限として当社が定めた率(2025年1月時点では0.1%としています。なお、この率は将来変更される場合があります)を設定しています。
このため、契約時の市場金利と計算日の市場金利が同一であっても、計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。

計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

【適用されている予定利率:4.90%　計算日に定める利率:4.90%
計算日における当社が定める率:0.1%の場合】

残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年
控除率	0.95%	0.86%	0.76%	0.67%	0.58%	0.48%

残存年数	4年	3年	2年	1年	0年
控除率	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%

※残存年数は次回の予定利率計算基準日までの年数を表示しています。
※控除率は契約日時点および契約応当日前日時点における控除率を、それぞれ小数第3位以下を切り上げて表示しています。
(注5)計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

7 お客さまにご負担いただく諸費用

● この商品にかかる費用は「保険契約にかかる費用(契約初期費用、保険契約関係費用)」、「外貨の取扱いにかかる費用」の合計額となります。
● P.40の「お客さまにご負担いただく諸費用」をご覧ください。

注意喚起情報

マークの用語については、P.47の「用語ガイド」をご覧ください。

■「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
■特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
■この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり　定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

- 記載事項について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

⚠ 為替リスク

- この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。
- この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、米ドルを円換算したときの価値が変動することにより、差損（差益）が生じることをいいます。
- 為替レートは日々変動しているため、保険金や返戻金等をお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額等が、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額等を下回るおそれがあります。さらに、保険金や返戻金などのお受取合計額がご契約時の一時払保険料（円）を下回り、**損失が生じるおそれもあります。**
- この保険における為替リスクは、ご契約者、介護保険金の受取人または死亡保険金受取人が負います。
- 一般的な為替リスクの例はP.15をご確認ください。

この保険における為替リスクの例

- 一時払保険料として1,000万円をお払込み
- ご契約時の当社所定の為替レート：1米ドル=100円
- 死亡時の死亡保険金額が11万米ドルの場合

死亡保険金請求時の当社所定の為替レート	1米ドル=70円（加入時よりも円高）	1米ドル=130円（加入時よりも円安）
死亡保険金の円換算額	11万米ドル=770万円	11万米ドル=1,430万円
一時払保険料（1,000万円）との差額	−230万円	+430万円
ご契約時の当社所定の為替レート（1米ドル=100円）で計算した死亡保険金額（11万米ドル=1,100万円）との差額	−330万円	+330万円

※税金等を考慮せず計算した金額であり、実際にお受け取りいただく金額とは相違する場合があります。

⚠ 金利変動リスク（市場価格調整）

- この保険は、返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。このため、返戻金額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**
- 市場価格調整についてはP.37をご確認ください。

⚠ お客さまにご負担いただく諸費用

■保険契約にかかる費用

- 保険契約にかかる費用は、以下の「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります（解約時に別途控除する費用はありません）。

契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額に対して4.000%を上限とする率を乗じた額を契約時に控除します。契約初期費用率は、予定利率によって異なるため、すべてを表示しておりません。

保険契約関係費用

- ご契約後、以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理等に必要な費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。
介護保険金・死亡保険金にかかる費用	

- これらの費用は、一時払保険料以外に別途お払い込みいただく必要はありません。
- 介護保険金・死亡保険金・返戻金などの金額は、すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。

■外貨の取扱いにかかる費用

為替手数料

- 円入金特約・円支払特約を適用する場合は、当社所定の為替レートを適用します。この為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。

当社所定の為替レート	適用為替レート
円入金特約における為替レート	TTM＋25銭
円支払特約における為替レート	TTM−25銭（注1）

（注1）当社所定の為替レートの算出式（TTM−25銭）は将来変更される可能性があります。

- お払込時にかかる為替手数料は、あらかじめ円入金特約における為替レートに含まれているため、一時払保険料以外に別途お払い込みいただく必要はありません。
- 保険金などを円でお受け取りいただく際にかかる為替手数料は、あらかじめ円支払特約における為替レートに含まれています。お受け取りいただく金額は、この手数料が差し引かれた後の金額です。

口座引出手数料等

- 保険金などを米ドルでお受け取りいただく際、米ドルを受け取る口座をご準備いただく必要があります。そのために口座開設手数料がかかる場合があります。また、口座着金・引出にかかる手数料等が必要となる場合があります。
- 手数料等の金額、口座開設のお取扱いは、金融機関によって異なります。詳細は、金融機関にお問い合わせください。

- 口座引出手数料等については、お客さまに別途ご負担いただく費用となります。

1 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

- 申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録(注1)によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を円でお返しいたします。

  （注1）電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ（裏表紙参照）の専用申出フォーム（以下、「専用申出フォーム」といいます）からお申し出いただく方法を設定しております。
- お払い込みいただいた金額をお返しするまでには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに「ご契約締結内容通知書」を発送している場合があります。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信してください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号（お申込内容と同一）・保険種類・申込日および一時払保険料などを記載してください。
- 書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。
- 債務履行の担保のための保険契約であるときや、法人をご契約者とする保険契約であるときは、お申込みの撤回等はできません。

2 健康状態や職業などの告知

■告知の義務

- ご契約者や被保険者には健康状態や職業などについて告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。従って、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■告知の内容

- 告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約が解除されたり、または取消しとなって、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。
  - 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
  - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。
- 告知にあたり、生命保険募集人（代理店を含みます）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合があります。

3 保障の開始

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金をお支払いできない場合

- 次のような場合には、保険金のお支払いはできません。
  - P.32の「3.保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合（責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合など）
  - 免責事由に該当する場合
    例）・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
    ・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡　など
  - 告知義務違反による解除の場合
  - 重大事由による解除の場合
    例）・保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
    ・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき　など
  - 詐欺による取消し、保険金の不法取得目的による無効の場合

➡冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

5 解約・減額と返戻金

■ご契約の解約

- この保険は、いつでもご契約を解約して返戻金をお受け取りいただくことができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

■基本保険金額の減額

- 当社所定の範囲内で、基本保険金額はいつでも減額することができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、保険金などもその割合に応じて減額されます。
- 一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできません。

■解約・減額時の返戻金

- この保険は、為替リスク、金利変動リスクやお客さまにご負担いただく諸費用により、**損失が生じるおそれがあります。**
- この保険の「為替リスク」、「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.39-40をご確認ください。
- 返戻金額の計算方法についてはP.38をご覧ください。
- 解約・減額時のお手続きについては、P.46に記載のコミュニケーションセンターへご連絡ください(注1)。

(注1)解約のお手続きについては当社ホームページ(裏表紙参照)中の「お客さま専用サイトMYほけんページ」から行なうこともできます(お手続きには諸条件があります)。

6 現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲(保険金の支払事由)が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 告知内容などによっては、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。

⚠ 現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください(例えば、為替リスクや金利変動リスクなど、現在ご契約の保険契約によっては、解約・減額される時期により、損失が生じるおそれがあります)。

7 ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」(注1)となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

(注1)剰余金の分配のない保険(無配当保険)のみにご加入のご契約者は除きます。

8 生命保険の税金

■生命保険料控除

- お払い込みいただいた一時払保険料(円)は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります(一時払いのため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は対象となりません)。
- その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

■保険金などを受け取られたときにかかる税金

- ご契約者および受取人が個人の場合で、保険金などを受け取られたときにかかる税金は次のとおりです。

介護保険金

- 介護保険金は、その受取人が被保険者本人あるいはその配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族のとき税金はかかりません。

死亡保険金

- ご契約者(保険料負担者)・被保険者と受取人の関係によって、下表のとおり異なります。

契約例	税の種類
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
受取人がご契約者自身の場合	所得税(注1)(一時所得)・住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税

(注1)所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

返戻金

- 返戻金をお受取りの際には、所得税(注2)(一時所得)・住民税の課税対象となります。

(注2)所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

■外貨建保険の税法上の取扱い

- この保険の税法上の取扱いは、円建ての生命保険契約と同じとなります。
- 円で保険金などをお受け取りいただいた場合は、円でのお受取額がそのまま課税対象となります。
- 米ドルで保険金などをお受け取りいただいた場合は、下表のとおり円に換算したうえで、課税対象額を算出します。

➡税務上の取扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり　定款・約款」をご覧ください。

保険金・返戻金	為替レート適用日	適用為替レート(注3)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	(相続税・贈与税の対象となる場合) 最終TTB
		(所得税・住民税の対象となる場合) 最終TTM
返戻金	所定の請求書類が当社に到達した日	最終TTM

(注3)「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。

■法人が保険金などを受け取られたときにかかる税金

- 円で保険金などをお受け取りいただいた場合は、円建ての生命保険と同様の経理処理となります。
- 米ドルで保険金などをお受け取りいただいた場合は、下表のとおり円に換算したうえで、課税対象額を算出します。

保険金・返戻金	為替レート適用日	適用為替レート(注4)
介護保険金	被保険者が支払事由に該当した日	最終TTM(注5)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終TTM(注5)
返戻金	所定の請求書類が当社に到達した日	最終TTM(注5)

(注4)「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。
(注5)継続適用を条件として最終TTBでも認められます。

⚠上記の税務の取扱い等については、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

9 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

10 保険金などのご請求

- 保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合などには、速やかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。

➡冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

- ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡ください。
- 「代理請求特約（被保険者請求サポート制度）」についてはP.34をご確認ください。

11 ご契約後のお手続きやご相談

- ご契約内容のご照会、各種お手続き（解約・減額等）のお申し出、ご契約に関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

コミュニケーションセンター
「外貨建保険のお問い合わせ窓口」

携帯OK **0120-453-860**（ようこそ ハロー）
月曜～金曜9:00～18:00
土曜9:00～17:00
（いずれも祝日・年末年始を除く）

- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所	〒100-0005　東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内） ☎03-3286-2648 ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

用語ガイド

基本保険金額	保険金をお支払いする場合の基準となる金額で、当社が一時払保険料(円)を受領した日における当社所定の入金用為替レート(円→ドル)により米ドルに換算した金額となります。
予定利率	保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
契約日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。
予定利率計算基準日	第2保険期間開始日および第2保険期間開始日から10年ごとの年単位の契約応当日をいい、当社が予定利率を設定する日です。予定利率計算基準日における被保険者の年齢が96歳以上となるとき、その日を「最後の予定利率計算基準日」とします。
積立金(額)	当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金(保険料のなかから、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てるお金)のことをいいます。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。
入金用為替レート(円→ドル)	お払い込みいただいた一時払保険料(円)を、米ドル建ての「基本保険金額」に換算する際に適用する当社所定の為替レートのことをいい、あらかじめ為替手数料が含まれています。当社指定の金融機関が公示するTTSを上回ることはありません。1日のうちにTTSの公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値を参照します。 (「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています。)

支払用為替レート(ドル→円)	米ドル建ての保険金・解約返戻金等を、円に換算し、お支払いする際に適用する当社所定の為替レートのことをいい、あらかじめ為替手数料が含まれています。なお、この為替レートは将来変更される可能性があります。当社指定の金融機関が公示するTTBを下回ることはありません。1日のうちにTTBの公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値を参照します。 (「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています。)
一時払保険料相当額	保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。
実質的な利回り	将来の一時点における金額(返戻金額等)の基本保険金額に対する年換算利回り(複利)のことであり、予定利率とは異なります。ご契約に適用される実質的な利回りについては、「ご提案書」にてご確認ください。
TTM ティーティーエム (対顧客電信売買相場仲値)	銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の中間の値となります。
TTS ティーティーエス (対顧客電信売相場)	お客さまが銀行等で円を外貨に交換する(外貨を購入する)ときに用いられるレートとなります。
TTB ティーティービー (対顧客電信買相場)	お客さまが銀行等で外貨を円に交換する(外貨を売却する)ときに用いられるレートとなります。

「MY Web約款」について

- 「MY Web約款」では、ご契約のしおりや、約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

手順 1　当社ホームページ　トップページ

- 当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- 別ウインドウが表示されます。

MY Web約款

- 閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- 商品名は「外貨建・そなえてふやす介護終身保険」を選択してください。契約日は「ご契約締結内容通知書」などでご確認ください。
- 当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田　検索

明治安田ホームページ
https://www.meijiyasuda.co.jp/

手順 2　MY Web約款　トップページ

- ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【契約日等から探す】の場合	【商品名から探す】の場合
● 契約日を選択のうえ、ご契約締結内容通知書の契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。 ● 入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。 ● 該当の商品名を選択してください。	● 「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。 ● 該当の商品名を選択してください。 ● 約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

手順 3　約款等 閲覧画面

- 商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合

こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。

（空ページ）

（空ページ）

明治安田

ご検討いただく際には、この「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

なお、ご契約の際には、この「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

・「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

・「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項などについて記載しています。

・「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は外貨建終身保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧いただき、各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請求ください。

お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター
「外貨建保険のお問い合わせ窓口」

携帯OK **0120-453-860**（ようこそ ハロー）

月曜～金曜9:00～18:00　土曜9:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ生命保険募集人にご相談ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社　〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL　03-3283-8111（代表）
明治安田ホームページ
https://www.meijiyasuda.co.jp/

担当者

募Ⅰ2500066商品開発　A0134
2503